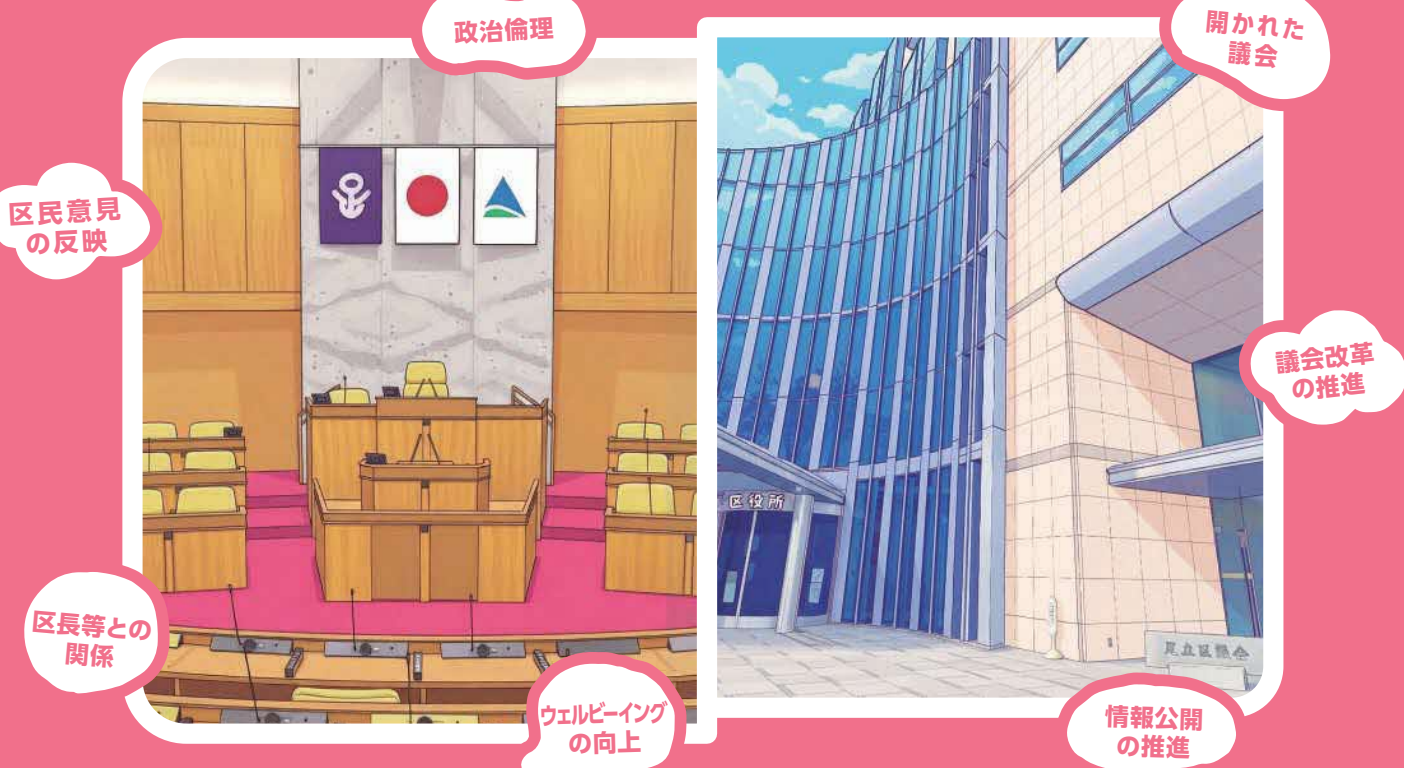


# 皆さまの ご意見募集

します

募集期間

2026 8/31<sub>[月]</sub> ⇨ 9/30<sub>[水]</sub>



## 「議会基本条例」ってなに??

議会基本条例は、議会や議員の活動ルール、区長との関係など、議会に関する基本的な決まりを定めるものであり、区民の幸せや暮らしの豊かさの向上に役立てることを最終的な目的としています。

### 公表方法および公表場所

- 区議会のホームページへの掲載
- 区議会事務局（区役所本庁舎中央館6階）での閲覧および配布
- 区民事務所、中央図書館・地域図書館、生涯学習センター・地域学習センター、住区センター、区政情報課（区役所本庁舎中央館2階）での配布

### 意見の提出方法

- 窓口への持参（庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時までに  
ご持参ください）
- 郵送（募集期間末日までの消印のものを有効とします）
- ファクシミリ
- 意見受付フォーム（オンライン申請システム）

### 意見を提出できる人

- 本区に居住、勤務または在学する方
- 本区に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体
- 施策等の案に直接的な利害関係を有する方

### 意見の提出様式

- 様式の指定はありません（様式自由）。
- 「意見を提出できる人」の要件を確認するため、住所および氏名または名称（法人や団体の場合は代表者氏名も明記）は必ず記載してください。記載がないとパブリックコメントとして受け付けることができません。
- 題名に“パブリックコメント「足立区議会基本条例」への意見”とご記入ください。  
※意見を提出された方の住所・氏名・名称・代表者名は公表しません。

【担当および郵送先】足立区議会事務局議事係 電話：03（3880）5797  
住 所：〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 FAX：03（3880）5617



◀ 条例（案）や意見の提出方法はこちらから